

令和3年3月31日までに

化学物質管理方法書を提出したことがある

事業所の皆様へ

「東京都化学物質適正管理指針」(令和3年4月1日改正施行)の改正に伴い、化学物質管理方法書の再提出が必要となりました。 ※1

事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止についての対策、防災行動計画等を追記し、届出をお願いします。

また、ハザードマップにて水害等の被害想定のない事業所についても、タンク・容器への名称と有害性の表示が必要となります。水害対策方法として化学物質管理方法書に追記し、再提出をお願いします。

○届出に必要な書類○

- ① 化学物質管理方法書(第29号様式)
- ② 水害対策等への防災行動計画
- ③ 応急対策タイムライン
- ④ その他(前回提出時から変更になったもの、提出指示のあったもの等)

・②と③につきましては、事業所の実態に応じて作成すべきものですが、東京都環境局及び大田区ホームページ掲載の「工場・マイタイムライン」の様式を活用して作成することもできます。

・水害対策以外にも管理組織図の変更、製造工程の変更、取扱物質の変更等があった際には別紙にて添付してください。不明な点は環境対策課担当までお尋ね下さい。

・対応を検討中の対策(設備改修や組織作りなど)についてはこの時点で詳細を記載する必要はありません。なお、未実施の対策であっても、詳細及び実施時期が決まっている内容は記載して差し支えありません。

今回の指針改正概要 ※1

- ①事業所が所在する地域のハザードマップを参照し、被害想定を確認する。
- ②事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止について対策等を実施するとともに、浸水、土砂流入、強風等の負荷に耐える設備の整備に努める。
- ③タンク・容器に内容物である化学物質の名称及び有害性を表示する。
- ④平時・水害等の発災直前・直後の対応を時系列に沿って整理した防災行動計画を整備する。

問い合わせ

大田区役所環境政策課 03-5744-1369

東京都大田区蒲田5-13-14 本庁舎8階